



平成 30 年 2 月 1 日

各 位

会 社 名 キーコーヒー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 柴田 裕
(コード番号 2594 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員 経営企画部長 安藤 昌也
(電話番号 03-5400-3051)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 1 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、将来の事業展開と企業基盤の強化のために必要な内部留保の確保と株主の皆様への利益還元を両立すべく、安定した配当に努めることを基本方針としております。当社は会社法第 454 条第 5 項の規定により、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定め、中間配当と期末配当の年 2 回の配当を行っております。

また、当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

かかる状況の下、平成 29 年 11 月下旬、当社の主要株主である筆頭株主の博友興産有限会社（以下「博友興産」といいます。）より、その保有する当社普通株式（3,096,000 株、本日現在の発行済株式総数 22,689,000 株に対する保有割合（以下「保有割合」といいます。）：13.65%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じとします。）の一部について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。なお、博友興産は、当社の代表取締役社長である柴田裕及びその親族（母）である柴田久美子が議決権の 100%を保有する資産管理会社であり、当社の代表取締役社長である柴田裕が代表取締役社長を兼務しております。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場株価に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に考慮し、平成 29 年 11 月下旬、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、平成 29 年 12 月上旬、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（E

P S) や自己資本当期純利益率 (ROE) 等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様への利益還元に関与すると判断するに至りました。

自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける買付け等の価格 (以下「本公開買付け価格」といいます。) の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場株価を重視すべきであると考えました。その上で、平成 29 年 12 月中旬、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場株価から一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率については、他社の自己株式の公開買付けの様々な事例を参考とすることといたしました。また、市場株価は日々変動しうるものであり、一定期間の株価の平均を本公開買付け価格の決定の基礎とすべきとの考えから、直近の業績や業界環境などが十分に株価に織り込まれていると考えられる過去 1 ヶ月間の株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) 市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値を本公開買付け価格の決定の基礎とすることといたしました。

なお、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。当社が平成 29 年 11 月 13 日に提出した第 66 期第 2 四半期報告書に記載された平成 29 年 9 月末時点における連結ベースの現金及び預金は約 58 億円であり、本公開買付けの買付け資金に充当した後も、当社の現金及び預金は十分確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、財務の健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

当社は、平成 29 年 12 月下旬、博友興産に対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対して一定のディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、博友興産より本公開買付けに応募することについて前向きに検討する旨の回答を得ました。

これを受けて当社は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日 (平成 30 年 1 月 31 日) に、同日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 2,170 円 (円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。) に対して 10% のディスカウント率を適用した金額である 1,953 円 (円未満を四捨五入。以下、本公開買付け価格の計算において同じとします。) を本公開買付け価格として博友興産に提示いたしました。その結果、平成 30 年 1 月 31 日に、博友興産より、上記条件にてその保有する当社普通株式の一部である 826,000 株 (保有割合 : 3.64%) を本公開買付けに応募する旨、また、本公開買付けに対して応募しない当社普通株式 2,270,000 株 (保有割合 : 10.00%) については本公開買付け後も継続して保有する旨の回答を得ました。

当社は、以上の検討及び協議を経て、平成 30 年 2 月 1 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを行うことを決議いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付け予定数については、博友興産以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、850,000 株 (保有割合 : 3.75%) を上限といたしました。なお、当社代表取締役社長である柴田裕は、博友興産の代表取締役社長を兼務しており、株主でもあることから、本公開買付けに関して特別な利害関係を有するため、当社と博友興産との事前の協議には博友興産の立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けに関する当社取締役会の審議及び決議には参加していません。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、中長期的な成長戦略を実現するための買収・合併等への活用も含めて検討してまいります。現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総 数	取得価額の総額
普通株式	850,000 株 (上限)	1,660,050,000 円 (上限)

(注1) 発行済株式総数 22,689,000 株 (平成 30 年 2 月 1 日現在)

(注2) 発行済株式総数に対する割合 3.75% (小数点以下第三位を四捨五入)

(注3) 取得する期間 平成 30 年 2 月 2 日 (金曜日) から平成 30 年 3 月 30 日 (金曜日) まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議日	平成 30 年 2 月 1 日 (木曜日)
② 公開買付開始公告日	平成 30 年 2 月 2 日 (金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	平成 30 年 2 月 2 日 (金曜日)
④ 買付け等の期間	平成 30 年 2 月 2 日 (金曜日) から 平成 30 年 3 月 2 日 (金曜日) まで (20 営業日)

(2) 買付け等の価格

1 株につき、金 1,953 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場株価を重視すべきであると考えました。その上で、平成 29 年 12 月中旬、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場株価から一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率については、他社の自己株式の公開買付けの様々な事例を参考とすることといたしました。また、市場株価は日々変動しうるものであり、一定期間の株価の平均を本公開買付価格の決定の基礎とすべきとの考えから、直近の業績や業界環境などが十分に株価に織り込まれていると考えられる過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値を本公開買付価格の決定の基礎とすることといたしました。

当社は、平成 29 年 12 月下旬、博友興産に対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対して一定のディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、博友興産より本公開買付けに応募することについて前向きに検討する旨の回答を得ました。

これを受けて当社は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日 (平成 30 年 1 月 31 日) に、同日までの過去 1 ヶ月

間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 2,170 円に対して 10%のディスカウント率を適用した金額である 1,953 円を本公開買付価格として博友興産に提示いたしました。その結果、平成 30 年 1 月 31 日に、博友興産より、上記条件にてその保有する当社普通株式の一部である 826,000 株（保有割合：3.64%）を本公開買付けに応募する旨、また、本公開買付けに対して応募しない当社普通株式 2,270,000 株（保有割合：10.00%）については本公開買付け後も継続して保有する旨の回答を得ました。

当社は、以上の検討及び協議を経て、平成 30 年 2 月 1 日開催の取締役会において、本公開買付価格を本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成 30 年 1 月 31 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 2,170 円に対して 10%のディスカウント率を適用した金額である 1,953 円とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である 1,953 円は、本公開買付け実施にかかる取締役会決議日の前営業日（平成 30 年 1 月 31 日）の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値 2,128 円から 8.22%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）、平成 30 年 1 月 31 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,170 円から 10.00%、同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,149 円から 9.12%を、それぞれディスカウントした金額になります。

②算定の経緯

当社は、将来の事業展開と企業基盤の強化のために必要な内部留保の確保と株主の皆様への利益還元を両立すべく、安定した配当に努めることを基本方針としております。また、当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

かかる状況の下、平成 29 年 11 月下旬、当社の主要株主である筆頭株主の博友興産より、その保有する当社普通株式（3,096,000 株、保有割合：13.65%）の一部について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場株価に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に考慮し、平成 29 年 11 月下旬、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、平成 29 年 12 月上旬、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）や自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様への利益還元につながる判断に至りました。

自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場株価を重視すべきであると考えました。その上で、平成 29 年 12 月中旬、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場株価から一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率については、他社の自己株式の公開買付けの様々な事例を参考とすることといたしました。また、市場株価は日々変動するものであり、一定期間の株価の平均を本公開買付価格の決定の基礎とすべきとの考えから、直近の業績や業界環境などが十分に株価に織り込まれていると考えられる過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値を本公開買付価格の決定の基礎とすることといたしました。

当社は、平成 29 年 12 月下旬、博友興産に対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値

の単純平均値に対して一定のディスカウントを行った価格で当社が公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、博友興産より本公開買付けに応募することについて前向きに検討する旨の回答を得ました。

これを受けて当社は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成 30 年 1 月 31 日）に、同日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 2,170 円に対して 10%のディスカウント率を適用した金額である 1,953 円を本公開買付け価格として博友興産に提示いたしました。その結果、平成 30 年 1 月 31 日に、博友興産より、上記条件にてその保有する当社普通株式の一部である 826,000 株（保有割合：3.64%）を本公開買付けに応募する旨、また、本公開買付けに対して応募しない当社普通株式 2,270,000 株（保有割合：10.00%）については本公開買付け後も継続して保有する旨の回答を得ました。

当社は、以上の検討及び協議を経て、平成 30 年 2 月 1 日開催の取締役会において、本公開買付け価格を本公開買付け取締役会決議日の前営業日（平成 30 年 1 月 31 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 2,170 円に対して 10%のディスカウント率を適用した金額である 1,953 円とすることを決議いたしました。

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	850,000 株	一株	850,000 株

（注 1）本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数（850,000 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（850,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注 2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買取ることがあります。

（5）買付け等に要する資金

金 1,683,050,000 円

（注）買付予定数（850,000 株）を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用（本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用）の見積額を合計したものです。

（6）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

② 決済の開始日

平成 30 年 3 月 27 日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

（※）税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身で判断いただきますようお願い申し上げます。

i 日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。）第 4 条の 6 の 2 第 12 項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

ii 国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。但し、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

iii 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して平成 30 年 3 月 2 日までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

（7）その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の

郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、平成 30 年 1 月 31 日に、博友興産より、その保有する当社普通株式の一部である 826,000 株（保有割合：3.64%）を本公開買付けに応募する旨、また、本公開買付けに対して応募しない当社普通株式 2,270,000 株（保有割合：10.00%）については本公開買付け後も継続して保有する旨の回答を得ております。
- ③ 当社は、平成 30 年 1 月 29 日付で「平成 30 年 3 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく当社の第 3 四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けておりません。詳細につきましては、当該公表内容をご参照ください。

平成 30 年 3 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）の概要

（平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日）

（イ）損益の状況（連結）

会計期間	平成30年3月期 (第3四半期連結累計期間)
売上高	48,689百万円
売上原価	35,812百万円
販売費及び一般管理費	12,106百万円
営業外収益	216百万円
営業外費用	12百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	524百万円

(ロ) 1株当たりの状況 (連結)

会計期間	平成30年3月期 (第3四半期連結累計期間)
1株当たり四半期純利益	23.58円
1株当たり配当額	－円

- ④ 当社は、平成30年1月29日付で「平成30年3月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく当社の平成30年3月期の通期連結累計期間の業績予想の修正の概要は以下のとおりです。詳細につきましては、当該公表内容をご参照ください。

平成30年3月期通期連結業績予想値の修正 (平成29年4月1日～平成30年3月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	65,000	780	960	500	22.49
今回修正予想 (B)	63,300	300	500	170	7.65
増減額 (B - A)	△1,700	△480	△460	△330	
増減率 (%)	△2.6	△61.5	△47.9	△66.0	
(ご参考) 前期実績 (平成29年3月期通期)	62,996	1,377	1,559	1,134	51.04

- ⑤ 当社は、平成30年2月1日付で「株式会社銀座ルノアール (証券コード: 9853 JASDAQ) の株式取得に関するお知らせ」を公表しております。詳細につきましては、当該公表内容をご参照ください。

(ご参考) 平成30年2月1日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	22,230,960 株
自己株式	458,040 株

以 上